✻ 封筒の宛名シール記載の【K－XX・C－○○】の数字を書き写してください。 → 【K－　　・C－　　】

（大分市で登録中の高校生年代の児童数）　（大分市で登録中の中学校修了前までの児童数）

大分市より児童手当の支給を受けている方へ

児童手当の制度改正に関するお知らせ

重 要

継-1

児童手当は家庭等における生活の安定及び次代を担う児童の健全な育成に資することを目的として、児童を養育する方に手当を支給する制度です。児童手当法の一部改正に伴い、令和6年10月分の手当から制度が拡充されます。

1．改正の内容　※全国一律の制度改正です。

		改正前（令和6年9月分手当まで）		改正後（令和6年10月分手当以降）	
手当額	3歳未満	15,000円/月		15,000円/月	第3子以降30,000円/月
	3歳～小学校修了	10,000円/月	第3子以降15,000円/月	10,000円/月	
	中学生	10,000円/月			
	高校生年代(※1)	支給なし			
多子加算カウント対象者（第3子加算関係）		第1子、第2子…のカウント⇒高校生年代(※1)以下対象 例 20歳　　支給なし 16歳　第1子　支給なし 10歳　第2子　10,000円 支給対象　カウント対象		第1子、第2子…のカウント⇒大学生年代(※2)以下対象 【ただし、要件あり(後述)】 例 20歳　第1子　支給なし 16歳　第2子　10,000円 10歳　第3子　30,000円 支給対象　カウント対象	
所得制限		所得制限あり ◎所得制限限度額以上…5,000円/月(特例給付) ◎所得上限限度額以上…支給なし(資格消滅or却下)		所得制限なし(上記手当額を支給)	
定例支給月		年3回（6月・10月・2月）		年6回（偶数月） ※ただし、令和6年度は年4回（6月・10月・12月・2月）	

※1 高校生年代 …令和6年度の場合は、2006年(平成18年)4月2日～2009年(平成21年)4月1日に出生した者
※2 大学生年代 …令和6年度の場合は、2002年(平成14年)4月2日～2006年(平成18年)4月1日に出生した者

▶▶**改正後の初回支給は令和6年12月13日の予定です（令和6年10月分～11月分手当支給）**

2．手続きについて

◎ 手続きが必要な人《以下の(1)もしくは(2)または(1)(2)両方該当する場合》

(1) 養育している高校生年代以下の児童のうち、これまで市に申請していない児童（未申請児童）がいる場合
〔実際に養育している児童数と封筒宛名シールの児童数(市の現登録児童数)が異なる場合〕

改正により新たに支給対象となる高校生年代を含めた当該年代以下の児童は、改正前の制度においても申請対象でしたが、未申請児童がいる場合には、当該児童について申請を行ってください。

例えば…
・改正前の制度では高校生年代の児童は支給対象外だったため、当該児童について市に申請をしていなかった。
・施設から退所し家庭引き取りとなったが、当該児童について市に申請していなかった。
・再婚などにより養育する児童が増えたが、当該児童について市に申請していなかった。

ダウンロードはコチラから

➡ **児童手当 改定請求書(同封別紙)に未申請児童のみを記入し、提出してください。**
未申請児童と手当の受給者が住民票上別世帯の場合には「別居監護申立書」(大分市HPからダウンロード)要添付

(2) 大学生年代の者がいる場合で、以下の要件①②両方を満たす場合〔第３子加算のカウント対象者にかかる申請〕

要件①…監護に相当する世話及び必要な保護をしていること
同居の場合は、日常生活上の世話・必要な保護をしていること。別居の場合は、定期的な連絡・面会等をしていること。

要件②…生計費の相当部分の負担をしていること
受給者の収入により日常生活の全部または一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持できない状況にあること。同居の場合は、子の学費や家賃・食費相当の少なくとも一部を受給者が負っていること。別居の場合は、受給者が学費や生活費の少なくとも一部を仕送りしていること。

※ 就労や婚姻している場合も、要件①②を満たす場合は多子加算のカウント対象となります。

➡ **児童手当 改定請求書(同封別紙)および監護相当・生計費の負担についての確認書(裏面)を提出してください。**

申請方法　同封の「記入例」等をよく確認のうえ、申請期限までに手続きを行ってください。
※原則、郵送のみの受付（電子申請（現受給者のマイナンバーカード必須）でも申請可）となります。

電子申請はコチラから

申請期限　**令和６年９月３０日（月）まで（必着）**
※上記期限を過ぎた場合や審査に時間を要する場合、申請内容に不備がある場合等は、令和6年12月の振込に間に合わないことがあります。なお、上記(1)(2)にかかる申請の最終期限は令和7年3月31日となります。

⇩ **上記(1)(2)いずれにも該当しない場合**

手続き不要です。
《手当額の改定（特例給付⇒改正後の手当額へ改定、高校生年代の児童を支給対象に追加 等）は、市が職権で行います。》

手続きの要・不要に関わらず、手当額が改定される方には、秋以降、順次「額改定通知書」を送付します。

3．お問い合わせ・申請先

大分市役所　子育て支援課　給付・医療費助成担当班
お問い合わせフォーム または（電話）０９７－５３７－５７９３
※お電話は混み合いますので、できるだけお問い合わせフォームをご利用ください。

お問い合わせフォームはコチラから

裏面もあります。（「監護相当・生計費の負担についての確認書」）